

来年10月
消費税が10%に!



特集

消費税 軽減税率への対応と 価格転嫁対策 はお済みですか?

来年10月に予定されている消費税率10%への引き上げに合わせ、一部商品の税率を8%に据え置く「消費税軽減税率制度」が導入されます。そこで今月号では、軽減税率制度が導入される前に行っておくべき準備と、消費税率引き上げに伴う価格転嫁対策について、専門家にお話を伺いました。

今から始めれば、余裕をもって準備できます。

仙台商工会議所 エキスパート・バンク登録専門家
インテグリティ税理士法人代表税理士

設楽 憲史 氏



明確にしておきたい 対象商品の線引き

軽減税率とは、標準税率より低く抑えられた税率のことです。消費税は、所得の多い・少ないにかかわらず、すべての人が同税率を負担しますので、所得が低い人ほど税負担の割合が大きくなります。従って、生活必需品については標準税率より税率を低くすることによって、税負担を緩和しようというのが、軽減税率制度の狙いです。このように、消費者にとってはメリットがあるといわれている軽減税率制度ですが、対象品目の線引きが難しいなどの課題もあります。そこで今回は、中小企業の皆さんが準備しておくべきことをお話しさせていただきます。

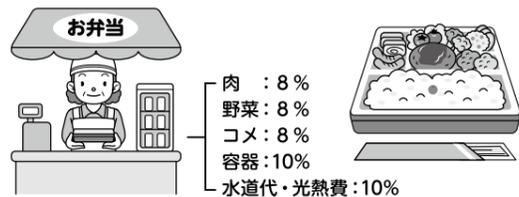
まず、自社の商品が軽減税率の対象になるかどうか、その確認を行うことが必要です。軽減税率の対象になる品目は、「酒類・外食を除く飲食料品」と「週2回以上発行で定期購読される新聞」となっており、これらが税率8%に据え置かれます。それ以外、酒類や、レストラン等での食事(外食)、その他は、標準税率である10%ということになります。出前やテークアウトは「外食」の部類と思わ

軽減税率の対象品目

軽減税率の対象となる品目は、「酒類・外食を除く飲食料品」と「週2回以上発行で定期購読される新聞」です。



仕入・支払の際の確認事項の例



販売の際の確認事項の例



れるかもしれませんが、軽減税率の対象として8%になります。これだけだとシンプルに聞こえますが、軽減税率への準備はそう簡単には終わりません。

例えばお弁当屋さんの場合、お弁当を販売する時は軽減税率の8%ですが、仕入れをする時は容器が10%だったり食材は8%だったりということが出てきます。また、お弁当と一緒にお酒を販売することもありますが、お酒は軽減税率の対象ではありませんので税率は10%でお弁当本体とは異なる税率となります。

す。このように、仕入時と販売時、また、販売時の内容によって8%のものと10%のものが混在するというケースが出てきます。

それから、出前やテークアウトは8%、店内での飲食だと10%となるわけですが、イートインコーナーになるととても難しくなります。精算時には、帰って家で食べるつもりだったけれど、やはりイートインコーナーで食べて帰ろう...となるケースもあると思います。

テークアウト用に包んであれば8%、トレーなどに乗せてその場で食べるのが想定されていれば10%になると考えられますが、精算時に買い手の意思をきちんと確認することが重要になってきます。ですから、販売時にどのようなケースがあるのかを想定して、「この場合は8

%」、「この場合は8%と10%のものが混在する」というように、シミュレーションしておく必要があります。会計の時になって悩むようではお客さまをお待たせしてしまいますし、本来は8%なのに10%の消費税をお客さまからいただいたしまえば、後々の返金など大変な手間がかかります。自社の商品が軽減税率の対象となるのかと同時に、その販売パターンなども確認しておくといいた

よう。「このようなケースはどうなるのだろうか」と疑問に思うことがありましたら、仙台商工会議所や、最寄りの税務署などに確認や相談をしてください。また国税庁のホームページにも想定されるケースが詳しく載っているので、参考にしてみるのも良いと思います。

軽減税率制度実施で 変更となる事務を確認

次に確認しておきたいのが、軽減税率制度の実施によって変更になる事務手続きです。請求書の様式が変わるのを筆頭に、軽減税率の対象品目である飲食料品などを扱う事業者は、レジの入れ替えや受発注システムの改修が必要になる可能性があるので、早めの対策が求められます。

まず、2つの税率を把握するために、請求書の様式変更が必要になります。来月10月以降は、「消費税が10%のもの」と、8%のものを分けて記載する」とか、「軽減税率の対象品目であることがわかるようにする」という決まりに沿った様式の請求書が必要です。早い段階から、請求書の様式変更や運用方法を経理業務の担当者などに周知徹底し、実際に作成してみるなどして、練習するのも良い方法だと思います。請求書提出する場合同时に、請求書を受け取る時にも、記載内容に間違いがないかをしっかり確認することが大切です。

また、最初に触れたように、現在使用しているレジや受発注システムが軽減税率に対応しているかを調べてください。レジの販売元や受発注システムのメーカーを確認して、軽減税率制度に対応していない場合には、レジの入れ替えや受発注システムの改修を行わなければなりません。

ればなりません。この時、導入・改修費用に関して国の補助金が受けられます。補助上限額は、例えばレジ1台あたり20万円、一事業あたり200万円までとなっています。

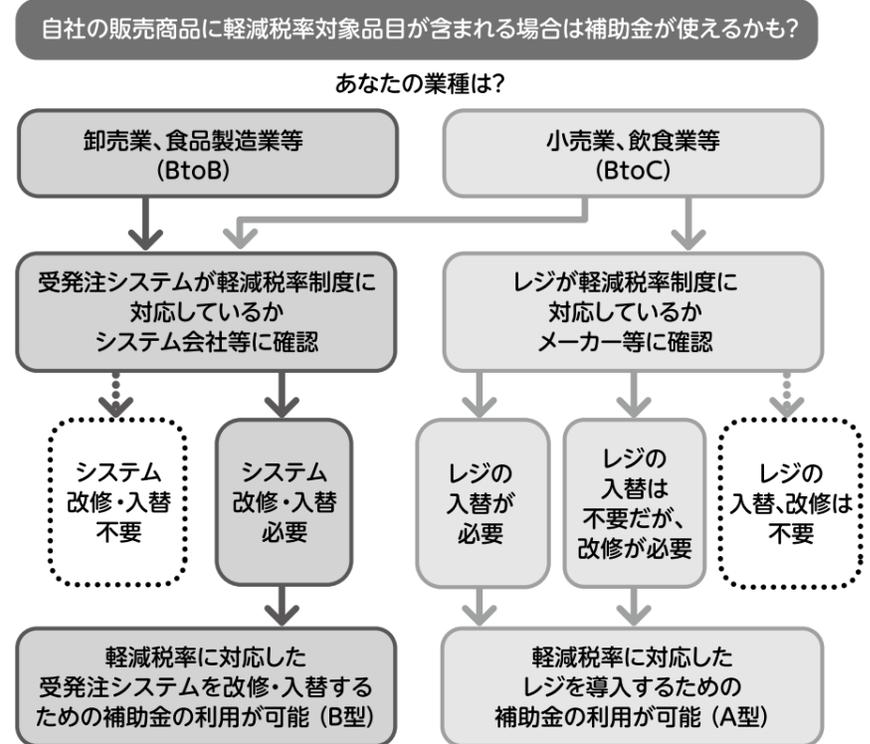
私が日常の業務を通して感じていることですが、地元の中企業の皆さんは、まだほとんどの方々が軽減税率制度に対する準備に動いていないのが現状のようです。このような事務上の準備は、システムや機械の入れ替えも重要ですが、それよりも従業員さんやパート・アルバイトといった「人」への周知徹底と教育に時間がかかります。現場が混乱しないように、税率の問い合わせにどのように対応するのか、また、記帳や経理処理、クレーン対応や返品処理を正しく行うにはどうすれば良いのかなど、さまざまな側面から従業員教育の必要がありますので、早々に準備を始めましょう。

もうひとつ忘れてはいけないこと。軽減税率に限ったことではありませんが、事前の準備で手間がかかるのが値札表示の変更です。まず、当然ですが、間違いなく8%から10%に変えてください。また、軽減税率の対象となる商品がある場合には、誤解などを与えないよう、ケースによって税率が変わることを表示しておいた方が良さそうです。全商品の値札を変える作業は大変な時間がかかりますので、「時間が足りない！」と焦る前に準備を進めておきましょう。

方法があります。そうすれば、いざ、消費税を納める段階になっても慌てることなく、スムーズに納税できます。1年以上も先の話だからこそ、今から始めれば、本業の負担にならずに余裕を

もって準備ができます。軽減税率への対策は今日から始められることもあります。思い立ったときが始めどきです。ぜひ、早めのご準備をお勧めします。

補助金を利用するための確認フローチャート



A型・B型の詳しい補助内容は軽減税率対策補助金事務局のホームページ (<http://kzt-hojo.jp>) でご確認ください。

ここも忘れなく 納税計画を立てる

次に宣伝・広告の面での注意点です。消費税分はきちんと価格に転嫁しなければなりませんので、「消費税相当分の値引きをします」という表現や、実際に値引きをする行為は禁止されています。それから軽減税率が適用される商品を、あたかも10%の税率がかかるのに、値引きして8%にしていると誤解するような宣伝も禁止されていますので注意が必要です。

最後に申し上げたいのが、ついつい後回しになりがちな資金繰りに関する準備についてです。消費税率が8%から10%に引き上げられることによって、納税額は8%のときと比べて、1.25倍に増加します。税金を滞納してしまいますと、延滞税が発生しますし、納税証明書が取得できないので金融機関からの借り入れが困難になります。皆さまの事業経営に大きな影響が出てしまいますので、ぜひ資金繰り対策を事前に行ってください。簡単にできる対策としては、あらかじめ納税資金用の口座を設けて、消費税分を毎月その口座に分けて預けておくという

消費税の転嫁拒否等の行為に注意!

禁止される転嫁拒否等の行為の4類型

- 減額または買ったとき
- 商品購入、役務利用または利益提供の要請
- 本体価格(税抜価格)での交渉の拒否
- 報復行為



消費税分を値引きする等の宣伝や広告に注意!



消費税の増税までには、制度自体の理解から、社内システムの変更、従業員への周知・徹底など、やることは盛りだくさんです。軽減税率対策に悩んだら、まずは仙台商工会議所にお問い合わせください。6月14日には、当所主催で、今回解説いただいた設楽氏による「軽減税率対策補助金・IT導入補助金活用セミナー」を開催予定ですので、こちらもぜひご参加ください。軽減税率対策へのご相談やセミナーについては経営支援チームまで(TEL265-8127)。

準備はOK? 【軽減税率制度導入前のチェックリスト】

- 自社の商品が軽減税率の対象となるか確認しましたか？
 - ・8%の場合と10%の場合のケース分けや、自社の取引パターンの想定がきちんとできていますか？
- 軽減税率制度導入により、変更となる事務は確認しましたか？
 - ・請求書等の事務用品が軽減税率制度に対応していますか？
 - ・レジや受発注システム、会計ソフトが軽減税率制度に対応していますか？
- 軽減税率制度に関する情報について、従業員さんへの周知徹底は進んでいますか？
- 価格転嫁対策は確認しましたか？
 - ・価格転嫁拒否行為の禁止や、自社の宣伝・広告に関する注意事項について理解は進んでいますか？
- 納税予測(資金繰り)は行いましたか？